



令和2年度
西宮市参画と協働のまちづくり
取組状況報告書

はじめに

近年、地域課題や市民ニーズの多様化、少子高齢化や核家族化の進展、市民のライフスタイルの変化に伴い、行政だけでは対応困難な課題が増加しています。市民の皆さんが元気でいきいきと暮らし、より豊かで充実した毎日を過ごすことができる、そのようなまちづくりを進めていくためには、市民参加の機会確保や市民協働を通じて、市民の皆さんが持つ豊かな知識や経験を市政運営等に生かしていくことが重要になります。

西宮市では、参画と協働のルールや仕組みを整えるとともに、市民の皆さんに分かりやすいものとするため、平成21年4月に「西宮市参画と協働の推進に関する条例」(以下「条例」といいます。)を全面施行しました。条例にもとづき、毎年様々な参画と協働の取組が行われています。

本報告書は、条例第17条第2号にもとづき、参画と協働の取組状況を取りまとめたものです。この報告書をご覧いただいた皆さんが、参画と協働の取組に関心を抱き、市政への参画や市との協働に取り組んでいただくことで、今後、参画と協働の輪が更に広がることを期待しています。

<報告書の内容>

I 参画の取組

- | | | |
|------------------|-------|-----|
| 1 計画等の策定に係る参画の取組 | | P.2 |
| 2 附属機関 | | P.3 |

II 協働の取組

- | | | |
|--------------------------------|-------|------|
| 1 未来づくりパートナー事業(西宮市協働事業提案制度)の実施 | | P.5 |
| 2 市の機関による協働の取組状況 | | P.14 |

III 参画と協働の啓発の取組

- | | | |
|-----------------------|-------|------|
| 1 新入職員研修 | | P.15 |
| 2 その他の参画と協働の啓発の取組について | | P.15 |

IV その他の取組

- | | | |
|--------------------------|-------|------|
| 1 西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会 | | P.16 |
| 2 参画の取組予定の公表 | | P.17 |
| 3 市民活動等に対する支援制度 | | P.17 |
| 4 市民意識調査の実施 | | P.18 |
| 5 まちづくり支援自販機 | | P.19 |

- | | | |
|-----------------------|-------|------|
| <参考>西宮市参画と協働の推進に関する条例 | | P.20 |
|-----------------------|-------|------|

I 参画の取組

1 計画等の策定に係る参画の取組

① 説明会等の実施（条例第7条関係）

計画等の素案の策定にあたり、策定委員会（附属機関）、ワークショップ、アンケートなど、市民、関係者及び関係団体等の意見を聴く機会を設け、そこで寄せられた意見を参考にして、計画等の素案の作成を行いました。

② 意見提出手続（パブリックコメント）（条例第6条関係）

意見提出手続（パブリックコメント）とは、市の基本的な計画や条例等の資料をあらかじめ公表し、広く市民等に意見の提出を求める制度です。提出いただいた意見及びその意見に対する市の考え方を公表するとともに、意見を考慮して案の作成を行いました。

また、令和2年10月から、意見の提出方法として従来の郵送・FAX・窓口・インターネットに加え、多くの方に馴染みのあるLINEアプリを加えました。

<令和2年度実施結果>

No.	案 件 名	提出者数	提出意見数	反映	今後の	その他
				件数	参考意見	意見
1	西宮市自転車利用環境改善計画（素案）	10人	17件	1件	7件	9件
2	西宮市性の多様性に関する取組の方針（素案）	34人	56件	4件	21件	31件
3	西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正について（素案） ～指定袋制度の導入及び分別区分の見直し～	150人	329件	24件	66件	239件
4	西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画（素案）	8人	20件	1件	11件	8件
5	西宮市障害福祉推進計画（素案）	12人	22件	2件	9件	11件
6	西宮市生涯学習推進計画（素案）	44人	105件	12件	62件	31件
7	にしのみや住宅マスタープラン（素案）	2人	5件	0件	0件	5件
8	西宮市教育大綱の改定（素案）	15人	58件	18件	20件	20件
9	西宮市都市景観形成基本計画改定（素案）	12人	40件	1件	19件	20件
合 計		287人	652件	63件	215件	374件

※ 上表のうち「反映件数」とは、提出された意見のうち、計画等に反映された意見数をいいます。

※ 各案件の実施結果については、市のホームページ「意見提出手続（パブリックコメント）を過去に実施した案件」のページ（ページ番号：18521303）で公表しています。

2 附属機関

市が事務の執行にあたり、市民の皆さんや専門家の意見を求めるために設置する機関です。条例では、多様な意見の反映や透明性の高い運営を図ることを目的に、幅広い分野からの委員の選任、公募委員の選任、委員氏名等の公表、会議の公開等に関する規定が設けられています。

条例にもとづく取組状況（令和2年8月1日時点）は以下の①～⑥のとおりです。

● 過去1年間に活動実績があった附属機関数 68機関

① 委員の年齢構成（条例第11条第1項第1号関係）

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代～	合計
委員数	3名	33名	159名	257名	253名	132名	837名
割合	0.4%	3.9%	19.0%	30.7%	30.2%	15.8%	—

② 公募委員の選任（条例第11条第1項第2号関係）

	公募制を導入している	公募制を導入していない				
		理由ア	理由イ	理由ウ	理由エ	
機関数	20機関	48機関	3機関	0機関	40機関	5機関
割合	29.4%	70.6%	4.4%	0.0%	58.8%	7.4%

理由ア 法令等の規定により、その構成が特定の職、資格者に限られているもの

理由イ 特定の個人又は団体を対象に審査、審議等するもの

理由ウ 高度の専門的事項を審査、審議等するもの

理由エ その他公募によることが不相当であると認められるもの

<参考>

● 全附属機関の公募委員数の合計 39名

一口メモ

公募委員を募集する際は、市政ニュースや市のホームページでお知らせします。また、市のホームページ「審議会（附属機関）等における委員公募予定」のページ（ページ番号：63112156）では、その年に委員公募を行う予定の附属機関名や公募時期等も公表しています。

皆様からのご応募をお待ちしています。

③ 委員氏名等の公表（条例第 11 条第 2 項関係）

公表している		公表していない	
機関数	割合	機関数	割合
61 機関	89.7%	7 機関	10.3%

【公表していない主な理由】

- ・会議の運営に支障を及ぼす恐れがあるため。

④ 会議の公開（条例第 11 条第 3 項関係）

	原則公開している	公開していない	公開していない		
			1号理由	2号理由	3号理由
機関数	43 機関	25 機関	3 機関	11 機関	11 機関
割合	63.2%	36.8%	4.4%	16.2%	16.2%

1号：法令等の規定により公開しないこととされている場合

2号：会議の内容が個人情報にかかわるものである場合、その他公開しないことに合理的な理由がある場合

3号：会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合

⑤ 開催日時等の事前公表（条例第 11 条第 4 項関係）

公表している		公表していない	
機関数	割合	機関数	割合
58 機関	85.3%	10 機関	14.7%



【公表していない主な理由】

- ・会議が非公開であるため。

⑥ 会議録等の公表（条例第 11 条第 5 項関係）

ホームページで公表(※)		所管課等への備え付けのみ		公表していない	
機関数	割合	機関数	割合	機関数	割合
38 機関	56.0%	15 機関	22.0%	15 機関	22.0%

(※) 所管課等への備え付けを併せて行っている機関を含む。

一口メモ

各附属機関の概要は、市のホームページ「西宮市の審議会（附属機関）の一覧」のページ（ページ番号：96348365）でご確認いただくことができます。また、各附属機関の委員情報及び会議録は、原則として、市のホームページ又は担当課の窓口で公表しています（非公表の附属機関もあります）。

Ⅱ 協働の取組

1 未来づくりパートナー事業（西宮市協働事業提案制度）の実施（条例第15条関係）

市内で活動している団体からの提案にもとづき、地域課題や社会的課題の解決及び地域力の向上に資する事業を団体と市の機関が「協働」して実施し、市がその費用の一部を助成する制度です。事業の実施を通じて、多様な主体による公共サービスの提供、地域における課題解決力の向上、地域課題や社会的課題の発見及び共有、協働意識の醸成を図ることを目的としています。

(1) 提案及び実施状況

募集区分	募集件数	提案件数	一次審査通過件数	二次審査通過件数	実施件数
自由提案型	おおむね4件	5件	3件	3件	1件(※)
テーマ設定型		2件	2件	1件	1件
地域力向上型	おおむね5件	4件	4件	4件	3件(※)

(※) 二次審査を通過した8件のうち、自由提案型の2件及び地域力向上型の1件については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施を見送りました。

(2) 西宮市協働事業提案審査会の開催

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、提案団体からのプレゼンテーション及び質疑応答は中止し、書類による審査のみを実施しました。

【開催日】 令和2年3月30日（月）13：30～16：45

【場所】 西宮市職員会館3階 大ホール

【審査対象】 9事業

- ・地域のがっこう（まちのがっこう）
- ・室町時代のご当地曲 能「西宮」を謡おう！
- ・取り組むSDGs☆多 お買い物には「MY グリーパ」を！
～ひらき・まつりでレジ袋削減推進～
- ・もうひとつの両親学級～2人で子育て、みんなで子育て～
- ・ちょいかじのススメ
- ・野菜作り体験とミカン狩りで地域を知る
- ・スマホからアクセスできる自治会専用ホームページの開設による地域情報の発信と情報共有に必要な環境の整備と運用に必要な研修事業
- ・三世代に繋ぐ「阪神・淡路大震災」から学ぶ自主防災
- ・子どもと考えよう！「夏休みの過ごし方」

【審査結果】 審査会の審査結果を踏まえ、一次審査を通過した9事業中8事業が採択されました。

＜西宮市協働事業提案審査会委員＞

（令和2年4月1日時点）

役職	氏名	選任区分	職業等
会長	伊丹 康二	学識経験者	武庫川女子大学准教授
副会長	横田 祥子	学識経験者	上甲子園地区青少年愛護協議会会長
委員	岡本 孝子	市内活動団体からの推薦	西宮コミュニティ協会理事
委員	中崎 道生	市民	公募委員

(3) 採択事業について

1	事業名	室町時代のご当地曲能「西宮」を謡おう！
	提案団体	能「西宮」を謡おう！実行委員会
	区分	自由提案型
	関係課	文化スポーツ部 文化振興課
2	事業名	もうひとつの両親学級～2人で子育て、みんなで子育て～
	提案団体	特定非営利活動法人 a little
	区分	テーマ設定型
	関係課	人権推進部 男女共同参画推進課 保健所 地域保健課 こども未来部 子育て総合センター
3	事業名	野菜作り体験とミカン狩りで地域を知る
	提案団体	段上自治会
	区分	地域力向上型
4	事業名	スマホからアクセスできる自治会専用ホームページの開設による地域情報の発信と情報共有に必要な環境の整備と運用に必要な研修事業
	提案団体	上甲子園1丁目福祉会
	区分	地域力向上型
5	事業名	三世代に繋ぐ「阪神・淡路大震災」から学ぶ自主防災
	提案団体	仁川町2丁目自治会
	区分	地域力向上型

6	事業名	地域のがっこう（まちのがっこう）
	提案団体	特定非営利活動法人なごみ
	区分	自由提案型
	関係課	コミュニティ推進部 地域コミュニティ推進課 教育委員会 社会教育部 地域学習推進課 教育委員会 社会教育部 地域学校協働課
7	事業名	取り組むSDGs☆多 お買い物には「MY グリーパ」を！ ～ひらき・まつりでレジ袋削減推進～
	提案団体	平木エココミュニティ会議
	区分	自由提案型
	関係課	環境事業部 美化企画課
8	事業名	子どもと考えよう！「夏休みの過ごし方」
	提案団体	生瀬地域コミュニティ協議会
	区分	地域力向上型

※ No.6～8の3事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施を見送りました。

※ 実施事業（No.1～5）の詳細については、9～13ページの報告書をご覧ください。

室町時代のご当地曲 能「西宮」を謡おう！

能「西宮」を謡おう！実行委員会（関係課：文化振興課）

事業費 440,241 円

助成額 300,000 円

●当初の課題・事業目的

西宮市が「住み続けたい街」として永く市民に愛される街になるためには自分たちの街を再認識し地域への愛着や誇りを感じる事が大切であり、地域の文化や歴史に触れ現在から未来への意識を高める必要があるとの思いから、西宮をキーワードとした伝統文化や地域の歴史に親しみ知識を深める機会づくりを目的に開催しました。



代表 寺澤 幸祐

●事業概要

現在は上演されていない能の演目『西宮』をテーマとした「謡の練習会」と「講演・発表会」の全5回を実施。

【練習会】能楽師の指導で能『西宮』の謡を練習する体験型講座 [参加者数：4回延 93名]

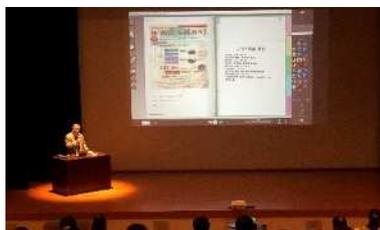
[1]令和2年12月12日(土)13時30分～西宮神社 [2]12月18日(金)17時30分～西宮神社

[3]12月24日(木)13時30分～廣田神社 [4]令和3年1月9日(土)13時30分～廣田神社

【講演・発表会】専門家による講演や朗読と謡でストーリーをたどる上演など能の演目や西宮について学ぶ機会とともに練習会参加者が能楽師とともに謡う成果発表の場としての催し

[参加者数：45名(練習会参加者24名、一般参加者15名、地域関係者6名)]

令和3年1月16日(土)1時30分開演 西宮市フレンテホール



●事業の成果・工夫した点

様々な環境の人が参加しやすいよう曜日や時間を変えた開催日時を設定し、希望回数での申込を可とした。そのため小学生とその保護者や現役世代、高齢層まで幅広い世代の参加があった。また講座が単調にならないよう能楽師の実演や関係者によるお話など練習以外に毎回学びや楽しめる時間を作ったことで追加申込も増え参加者の意欲向上につなげることができた。

●苦労した点・今後の課題

新型コロナウイルス感染症の影響で、実施について日々の相談、対策のための増員や想定外の準備など思わぬ負荷があった。また最終日は緊急事態宣言下となり、実施条件はクリアしていることと参加者の希望の声などにより実施を決めたが過度の告知は控えることとなり残念に思う。市政ニュース記事を見ての申込者も多く、ネットだけに頼らない幅広い告知の方法を今後も検討したい。

●代表者の感想

現行曲ではない能『西宮』をテーマとする事業であり、今年度は新型コロナウイルス感染症のことなど苦心するところも多くありましたが無事の終了を迎えられ、好評のコメントも多数頂き嬉しく思っています。能『西宮』により多くの方が親しんで頂けるよう検討を重ね活動していきたいと思っております。

もうひとつの両親学級～2人で子育て、みんなで子育て～

特特定非営利活動法人 a little

(関係課：男女共同参画推進課・地域保健課・子育て総合センター)

事業費 289,448 円

助成額 192,000 円

●当初の課題・事業目的

現代に至ってもジェンダー規範に縛られた子育てにより、互いの役割に縛られ、しんどさを抱えています。そのうえ核家族化などの社会背景や転勤族が多いという西宮の特色も重なり、孤独や困難を抱える家庭が多くいます。また、西宮市の行うマタニティ向けの講習などは平日に開催されており、仕事を持っている方には参加調整が難しいこともあります。さらに、日曜開催の両親学級はコロナ禍で中止中です。出産を控えた夫婦が共に学ぶことで、新しい家族の形をジェンダーに捕らわれることなく、共に子育てをスタートさせることが出来ます。同時に、地域に支援があることを知り、二人だけで乗り越えようとせずに SOS を出して良いことを知ることで、児童虐待、DV、産後鬱を防止するためのものです。



理事長 さかぐち ゆうこ

●事業概要

2020年11月21日(土)10時～ 参加者8組(15名) 開催場所：男女共同参画センター ウェーブ
当初は会場内に準備した以下の7つのブースを2時間半かけて回ってもらう予定でしたが、コロナ対応で1時間半と時短を図り、3,4はオンラインにて対応し、6は実施しませんでした。去年と比べ時間配分に余裕がなく、忙しく回ってもらうことになりましたが、制限されることで工夫が生まれ、時間も経費も縮小できました。

1. バースプラン 産前産後の生活設計を立てます
2. マタニティフォト 生活設計を元に誓いの記念撮影をします
3. マタニティヨガ 夫婦でコミュニケーションを取りながら身体のほぐし方を学びます
4. 料理講座 男性→産前産後に合った食事を学びます 女性→交流タイム
5. 相談ブース 助産師・保健師・子育てコンシェルジュ・男女共同参画センター職員・a little スタッフが対応し、情報提供します
6. 子育て広場 移動児童館もしくは社協広場の出前広場
7. 展示 産前産後のお役立ち情報



●事業の成果・工夫した点

バースプランを二人で作成することで、課題を共有し、具体的な相談につなげられるようにしました。支援者と直接顔を合わせることで地域に多くの味方がいるという安心感を持ちお産に向かえるようにしました。アンケートの結果は平均90点を超え、不安が軽減したとすべての人が回答しました。その後サポートが必要な人は市のヘルパーも利用しています。各支援機関の違いも分かったと回答がありました。男女共同参画センターブースには多くの男性が座り、その後育児休暇を取得したと報告もありました。

●苦労した点・今後の課題

地域とのつながりのない妊婦へ情報を伝えるのは難しい上にコロナの影響で市の両親学級なども休止中で前回より広報ツールが減りました。その分今回は産院へのチラシ設置依頼をしたところ数件協力いただけ、申し込みの多くが産院でチラシを見た方でした。今回協力してくれた産院以外にも出産後に地域で暮らす家族支援への必要性を伝え、協力してくれる産院を増やしていくことが課題です。また感染対策の観点から大人数のイベントではなく各地域で小さく開催することの必要性が見えてきました。

●参加者のコメント

☆バースプランという形で、産後のことを考える時間を a little を通じて作ってもらいました。お誘いをもたらしたときは、いまいちどんなことを考えるのか、何が不安なのか、漠然としており必要性もいまひとつピンと来ていなかったのが実のところ。バースプランを立てるうちに、色々自分の中で解決できたり、夫ともバースプランをもとに話が出来ました。出産してから考えよう、としか言ってくれない夫にも、漠然とした不安ではなく、前もって具体的に話ができたことは本当に良かったです。ありがとうございました！

☆多くの母親、父親学級などが中止になる中、出産・育児に関する情報が得られる貴重な機会だった。

●当初の課題・事業目的

宅地や人口の増加の割に自治会加入が増えないのが現状。

「若い層に期待される魅力ある自治会とは」を模索すべく、新しい事業として企画しました。多世代で集えて地域の事を知ってもらえる行事として、地域の畑で農家の方の指導のもと冬野菜の種まきから収穫までを体験し、地域のミカン畑でミカン狩りを楽しむことを通じて、地域への関心や愛情を深めることができるような企画になるよう心掛けました。



会長 安井 進治

●事業概要

対象者 段上自治会の会員及び地域に住まう方

事業内容 野菜作り体験（種まきから収穫まで）とミカン狩りで地域を知る

実施方法 9/26 自治会内に開催案内チラシを全戸配布とポスターを掲示

10/7 畑の整備・肥料入れ・畝づくり（役員で）

10/10 申込み受付 10/11 説明会を開催 10/18 種まき

10/31・11/14・11/28・12/12 水やりや間引きなど畑の世話 12/19 収穫とアンケート

12/21 収穫 その後は各自で適宜収穫を続ける 12/5 ミカン狩り

自治会内の畑を借りて、農家の方に種まきから収穫まで指導していただきました。



●事業の成果・工夫した点

天候に左右される行事の為、種まきから収穫まで予定通り進められるか不安でしたが、芽が出ただけで喜んでいたり、葉が少し大きいたくさんになったものを間引いて「サラダに入れて美味しかった」と感想が聞けたときはほっとしました。

水やりと泥落とし用に水路を利用せず、水を入れたポリタンクを準備しました。

●苦労した点・今後の課題

雨天中止や畑の状態で延期などの連絡を、主に前日の夜に、参加者の選択で6家庭はグループライン、5家庭は携帯メール、2家庭は固定電話を利用し、また、スタッフはグループラインでそれぞれ連絡を取りました。種まきと追肥に参加できなかった家庭には連絡を取り、別日を設けました。

●代表者の感想

大人のアンケートでは「行事に参加して顔見知りが増えた」「野菜が育つ様子を子どもたちと見れて良かった」「知らなかった野菜の種が知れて勉強になった」、また、子どものアンケートでは「野菜が美味しかった」「水やりや肥料やりが楽しかった」などの意見があり、満足してもらえた。ケガなく天候にも恵まれ良かった。

スマホからアクセスできる自治会専用ホームページの開設による地域情報の発信と情報共有に必要な環境の整備と運用に必要な研修事業

上甲子園1丁目福祉会

事業費 128,516 円
助成額 100,000 円

●当初の課題・事業目的

地域住民の高齢化、共働きによる日中不在世帯の増加、マンション住民の増加等により、町会日より等紙媒体の回覧や掲示による従来型情報発信では、迅速かつ確実な情報伝達が年々難しくなっています。自治会活動の円滑な運営と活性化を図るには、地域住民に対する新たな情報発信と伝達の手段を導入し、地域住民の自治会活動に対する理解を深め、参加意識を高めることが必要不可欠な課題になっています。本事業の目的は、地域住民の自治会活動に対する理解を深め、自治会活動への参画を促進するために、自治会の新しい情報伝達手段としてホームページを使った情報環境を整備し、地域住民のあらゆる世代を対象に、必要な時に必要な情報（自治会、行政、各種団体等が発信する情報）に何時でも何処でも簡単にスマホを使ってアクセスできるようにすることにあります。



会長 松分 良雄

●事業概要

- ・対象者：上甲子園1丁目福祉会を構成するあらゆる世代の住民
- ・事業内容：スマホを使ってアクセスできる専用ホームページの開設と維持運営、およびホームページの利用促進活動。
- ・実施方法：福祉会が所有する集会所を拠点にした住民向け講習会の開催。
(ホームページを維持運営するために必要な人材育成を含む)
- ・独創性：当福祉会の情報だけでなく、西宮市の行政情報、春風公民館情報、社会福祉協議会情報、甲子園警察防犯情報等とリンクし、住民が福祉会専用ホームページを介して生活に必要な情報に簡単にアクセスできる環境を構築する。



●事業の成果・工夫した点

事業の成果として、新型コロナウイルス感染拡大の中①11月15日から正式HPの運用を当初計画通り開始できたこと②HP編集委員として、2名の新たな人材を確保できたこと。およびHPの運営を技術面からサポートいただく優秀な専門家を獲得できたこと③スマホ初心者に対する勉強会を開催し、日本社会のデジタル化の動きに合わせて高齢会員がスマホをマスターし利用する機会を提供できたこと④データを保管するサーバーについて、HP管理責任者が変わってもHPが安定して運用できるよう工夫したこと

●苦勞した点・今後の課題

①HPの有用性について福祉会会員の理解が十分に得られ浸透するまで時間がかかるなど感じています。HP利用者を一人でも多く得るための継続的かつ不断のアイデア出しと会員ニーズの把握が今後も継続的な課題となっています。②新型コロナウイルス感染拡大下で福祉会行事の殆どが中止となる中、会員の関心が高いイベント関連情報の更新・充実が思うように図れず記事づくりに苦勞しました。③会員の個人情報保護への取り組みが今後の課題。④会員のニーズに合ったHPコンテンツの開拓および記事の訴求力を高めるコンテンツづくりについて継続的な改善が必要です。

●責任者の感想

デジタル社会が進行する中で、高齢化する住民に対する自治会の福祉活動は、共助社会を維持するためにより重要性が増していると感じるものの、共助の一翼を担う自治会活動は後継者不足から存続の危機に立たされているのが現実です。住民の自治会活動に対する理解と参加意識を高めるには、地域住民のニーズに即して自治会活動の在り方を抜本的に見直す必要があると感じています。その第一歩として住民の日常生活に係わる地域情報の発信力強化と共有方法を抜本的に見直すこととしました。スマホからアクセスできる福祉会専用HP開設の取り組みは、その一歩であると考えています。また、西宮市と連携してHPを介して行政情報とワンストップで繋がる情報環境を整備・強化することが、西宮市の行政サービスの質を高める上でより重要になってくると考えています。

●当初の課題・事業目的

[阪神淡路大震災]から四半世紀が経ち、当該地区も大きな被害を受け、当時を顧みる時、次世代に繋ぐ事が重要です。震災後発足した「自主防災組織」が機能して、住民の意識向上を図る事が大切です。

被害状況の写真、地域の復興状況、自主防災会の活動状況を目で見て、子供にも理解しやすい「写真パネル展示会」を実施します。又、地域版の冊子「自主防災組織について」を作成します。



会長 古川 健造

●事業概要

先ず、コロナ禍の中、当初予定していた「語り部」、「避難訓練」などは次年度以降に延期し、今回は「写真パネル展示会」に集約して、11月27日～29日に仁川駐輪場集会所で開催致しました。西宮市よりお借りした被害写真のコーナー、仁川町2丁目の被害と復興写真のコーナー、防災倉庫の資機材、AED（体外式除細動器）の展示コーナーに分けて展示しました。皆様には意識向上に貢献できたと思います。開催に当たりオープニングセレモニーでは、仁川町2丁目で亡くなられたご遺族の方の参加も得て、「黙祷」から始まりました。又、ご遺族の方の体験談は衝撃でした。

参加人数は57名で内6家族8名のお子様連れでした。アンケート調査総数は36名で全員からイベントの満足の回答を得る事が出来ました。



●事業の成果・工夫した点

写真パネル展示会は被害写真、復興写真など50枚の写真を見る事で、大人の方、又、お子様にも分かり易かったと思います。

AEDの設置場所や開設時間等のパネル展示や消火栓のマッピング（冊子に掲載）も関心呼びました。作成した冊子は保存版として全戸に配布しました。

●苦労した点・今後の課題

コロナ禍の中での開催で手指消毒、体温測定、マスクの着用、テーブルや筆記用具のアルコール消毒、又、3密を避けるなどの対策を取って実施しました。案内は回覧板（お子様同居世帯は配布）とし過度な動員は避けました。

次年度は関心の高い防災訓練を実施（指定避難所への避難訓練など）したいです。

●責任者の感想

参加者からは大震災を風化させない為、節目で開催を願う声がありました。西宮市から、パネル写真や指定避難所のパネル貸し出し、冊子の作成・協力、消防署からAEDの貸し出し、土木事務所から復興工事期間などの情報提供等、多数の関連部署の応援を得て実施する事が出来ました。お礼申し上げます。

2 市の機関による協働の取組状況 (条例第 14 条関係)

市は、自治会等の地域活動団体、NPO等団体、ボランティア団体、大学、企業など、様々な主体との協働事業に取り組んでいます。また、協働には、委託、補助、共催、実行委員会等の形態があり、事業の内容や目的に応じて適切な形態を選択する必要があります。

● 令和2年度中の協働事業実施件数 97事業

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、38事業が中止となりました。

<団体別内訳>

地域団体	NPO等 団体	非営利 団体	協議会 ・連絡会	実行 委員会	学校	企業	その他 団体等
37	24	8	15	6	4	3	32

※ 1事業で複数団体と協働している場合は、それぞれでカウントしています。

<協働の形態別内訳>

委託	補助・助成等	共催	実行委員会	その他
38	16	22	5	19

※ 複数の形態に分類される場合については、それぞれの形態でカウントしています。

<市部局別内訳>

政策	総務	市民	産業 文化	健康 福祉	こども 支援	環境	都市	土木	教育	その他
5	1	19	9	22	1	7	1	9	24	0

※ 1事業で複数部局が協働している場合は、それぞれでカウントしています。

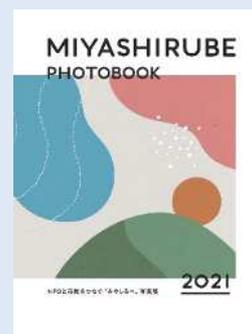
● 協働の取組例



阪神くすの木学級西宮教室



モノづくり Happy ステージ
in 西宮市役所前



NPO等公益活動
市民団体啓発事業

Ⅲ 参画と協働の啓発の取組

(条例第5条関係)

1 新入職員研修

緊急事態宣言の発令を受け、研修資料を配布のうえ、在宅研修として実施されました。

【実施日】 令和2年4月10日(金)

【内容】 新入職員の参画・協働の意識や理解を高めることを目的に、西宮市参画と協働の推進に関する条例の趣旨や、条例にもとづく取組に関する資料を配布。

【参加者】 72人(令和2年度新入職員)



2 その他の参画と協働の啓発の取組について

例年、西宮コミュニティ協会と市が共催するコミュニティ推進大会において、講演会「参画と協働のまちづくり」を開催しているほか、市職員を対象とした参画協働研修を実施していますが、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催を見送りました。

<参画と協働のシンボルマーク>



「西宮市参画と協働の推進に関する条例」を推進するとともに、条例の趣旨を広くPRし、参画と協働のまちづくりに関心をもっていただく機会とするため、公募により制定されました。

IV その他の取組

1 西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会（条例第 18 条関係）

市の参画と協働の取組について、市以外の観点から検証するために設置された附属機関です。同委員会において、前年度に実施された参画と協働の取組に関する評価等が行われ、評価の結果や参画と協働の取組の見直しに関する意見などをまとめた報告書が同委員会から市に提出されます。

なお、令和 2 年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催を見送りました。

※ 過去の評価委員会の議事録及び「参画と協働の取組状況の評価報告書」は、市のホームページ「西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会」のページ（ページ番号：18794032）で公表しています。

<西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会> (令和 2 年 4 月 1 日時点)

役職	氏名	選任区分	職業等
委員	直田 春夫	学識経験者	NPO 政策研究所理事長
委員	横田 祥子	学識経験者	上甲子園地区青少年愛護協議会会長
委員	岡本 孝子	市内活動団体からの推薦	西宮コミュニティ協会理事
委員	梶 泰享	市内活動団体からの推薦	西宮市社会福祉協議会副理事長
委員	中西 一人	市内活動団体からの推薦	西宮市 NPO と行政との協働会議
委員	荒木 信夫	市民	公募委員
委員	福田 章	市民	公募委員

2 参画の取組予定の公表（条例第 17 条関係）

各担当課における以下の参画の取組予定を一覧にし、市のホームページにて公表しました。

- ・意見提出手続（パブリックコメント）の実施予定
- ・附属機関の開催予定
- ・附属機関の委員公募予定
- ・その他の参画の取組予定

※ 令和 3 年度における取組予定については、市のホームページ「令和 3 年度の参画の取組予定一覧を公表します」のページ（ページ番号：92304431）で公表しています。

3 市民活動等に対する支援制度

市民の皆さんによる自主的・自発的な活動の支援として市が設けている助成金交付、専門家の派遣、物品等の貸与などの様々な支援制度をまとめた一覧を作成し、自治会等 469 団体へ配布しました。

※ 令和 3 年度中に実施又は募集予定の制度については、市のホームページ「市民活動等に対する支援制度」のページ（ページ番号：41897407）で公表しています。

No.	テーマ	制度名	概要	対象団体等				支援内容				実施・募集時期（予定）	問合せ先	ホームページ（ページ番号）	
				町内 の 町内 会	市民 （個人）	市民 （法人）	市民 （団体）	町内 会	市民 （個人）	市民 （法人）	市民 （団体）				
1	防災	町内会自主防災組織に係る防災訓練等活動支援事業	地域住民における防災意識の向上及び災害時における円滑な避難行動の実施のため、自主防災組織が自主的に取り組む防災訓練等を市が予算の範囲内で支援する。	○					○	○				消防課 0798-35-3032	78844547
2	防災	地域防災マップ自主制作作成支援事業	地域住民の防災意識の向上並びに災害時における円滑な避難行動の実施のため、地域団体等が自主的に取り組む地域防災マップの作成を市が別途実施する。	○						○	○			消防課 0798-35-3032	65026691
3	防災	町内会自主防災組織の整備支援事業	市内の自主防災組織（前年度に完成した自主防災組織又は新年度以降2年以上を要した自主防災組織）が円滑な防災活動を行うのに必要となる防災備蓄材を支援する。	○						○				消防課 0798-35-3032	無し
4	防災	高山市地域防災支援推進事業	高山市地域防災支援推進事業で補助する避難支援団体の申請者における高山市ボランティア・市民活動支援費申請・災害救助費申請・ボランティアの保険料等の補助金を交付する。	○						○				消防課 0798-35-3032	40677320
5	安全安心	町内会自主防災組織の整備支援事業	地域住民と市が連携して自転車及び運動靴の回収率の向上を図り、取り組む。	○	○						○			消防課 0798-35-3032	無し
6	安全安心	防災活動に関する研修	防災活動に関する相談及び製品状況についての研修提供、防災活動の促進、消防活動への立会い、防災活動の開催等、防災活動に関する指導を行っています。	○	○	○	○	○	○	○				消防課 0798-32-7313	95775266
7	安全安心	AED貸出制度	自主防災会などの防災関係機関の整備や、地域の活性化などが図れるように、AEDを無償で貸出しています。	○	○					○				消防課 0798-32-7313	25423623

4 市民意識調査の実施

- 【テーマ】 参画と協働のまちづくりについて
 【調査期間】 令和2年9月1日（火）～9月30日（水）
 【対象者】 3,500人（市内在住の18歳以上の市民（外国人住民含む））
 【回答方法】 郵送
 【結果概要】 以下のとおり

①市政のうち関心を持っている分野					
「福祉、健康、医療」	71.0%	「地域防犯」	51.1%	「地域防災」	49.0%
「環境保全、美化」	44.0%	「子育て支援」	40.5%	「学校教育等」	40.1%
「文化、芸術、スポーツ」	38.4%	「社会教育」	30.6%	「住民自治」	21.0%
②市の政策に市民の声が反映されていると思うか					
市政に市民の声が反映されていると		「思う」	46.3%	「思わない」	44.3%
③市政への参加意向、参加したいと思う機会					
機会があれば市政に参加したいと		「思う」	74.2%	「思わない」	16.4%
参加したいと思う機会					
「アンケートに答える」	86.2%	「パブリックコメントで意見提出」	13.9%		
「手紙やメールで意見提出」	12.6%	「説明会やワークショップに参加」	9.4%		
「審議会の公募委員になる」	6.3%				
④まちや地域をより良くするための活動への参加意欲					
まちや地域をより良くするために活動したいと					
「思っている」	54.0%	「思っていない」	37.8%		
⑤地域活動又は市民活動への参加状況					
おおむね3年以内における地域(市民)活動への参加状況について、					
「参加した」	43.8%	「参加したことがない」	52.0%		
「参加したことがない」理由について、					
「仕事、家事、育児等で忙しく時間がないから」	42.9%				
「どのような活動があるか分からないから」	39.5%				
「人間関係が負担に感じるから」	24.9%	など			

※ 調査結果の詳細は、市のホームページ「令和2年度（2020年度）西宮市民意識調査」のページ（ページ番号：43637836）で公表しています。

5 まちづくり支援自販機

市内企業や大学のご協力により設置されている「まちづくり支援自販機」を市民の皆さんが利用することで得られた飲料売上の一部が、市内企業等から市に寄附され、参画と協働のまちづくりを推進する事業に活用されています。

●令和2年度寄附金収入 106,687円

No.	名 称	設置場所	設置年月
1	学校法人甲南学園	甲南大学西宮キャンパス内	平成21年4月
2	大阪ガス株式会社	大阪ガス(株)今津事務所内	平成21年6月
3	阪神電気鉄道株式会社	阪神甲子園球場内	平成22年3月
4	有限会社スリーアップフーズ	里中町2丁目の敷地内	平成28年11月
5	大和ハウス工業株式会社	芦原町の建設現場内	令和元年8月

※ No.5については、建設工事終了により令和2年3月に撤去

<設置協力のおお願い>

市は、まちづくり支援自販機の設置にご協力いただける企業や学校を募集しています。自動販売機が設置可能な空きスペースがあるなど、設置にご協力いただける場合は、西宮市市民協働推進課（TEL 0798-35-3764）までご連絡ください。



西宮市参画と協働の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市民等の参画と協働に関し基本的な事項を定めることにより、市民等が持つ豊かな知識及び経験をまちづくりに生かし、市民等と市がよりよい本市の姿を共に考え、その実現に向けて共に行動する地域社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者をいう。
- (2) 市民等 市民、市内の事務所又は事業所に勤務する者、市内の学校に在学する者及び市内で活動し、又は事業を営むものをいう。
- (3) 市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び消防長をいう。
- (4) 参画 市民等が市の政策等の立案、実施及び評価に自主的に参加することをいう。
- (5) 協働 まちづくりを推進するために、市民等と市がそれぞれ果たすべき役割を自覚し、対等な立場で、信頼関係を構築しつつ相互に補完しながら共に行動することをいう。

(基本原則)

第3条 本市における参画と協働は、次項から第4項までの基本原則に基づいて行うものとする。

- 2 市民は、平等に市政に参画することができる。
- 3 市民等と市は、互いの立場や特性を理解するとともに、それぞれが役割分担をしながら協働してまちづくりを行うものとする。
- 4 市民等と市は、参画と協働を推進するに当たって、それぞれが有する情報を共有するものとする。

(市民等の役割)

第4条 市民等は、参画と協働によるまちづくりに自主的にかかわるよう努めるものとする。

- 2 市民等は、参画と協働に当たっては、市全体の利益を考慮し、自らの意見と行動に責任を持つよう努めるものとする。

(市の機関の役割)

第5条 市の機関は、市民等の多様な意見及び情報を考慮して市政を運営するために、市民等の参画と協働の機会を確保するよう努めるものとする。

- 2 市の機関は、参画と協働によるまちづくりのための基盤の整備及び積極的な情報提供等必要な施策を実施するものとする。

(意見提出手続)

第6条 市の機関は、次の各号に掲げる事項についての案を作成しようとするときは、素案及びこれに関連する資料をあらかじめ公表し、規則で定めるところにより、広く市民等に意見の提出を求める手続(以下「意見提出手続」という。)を行うものとする。ただし、法令等により同様の手続が定められている場合は、この限りでない。

- (1) 市の憲章、宣言等の策定及び変更
- (2) 市政の基本的な計画等の策定及び変更

- (3) 市政の基本的な方針を定める条例の制定及び改廃
- (4) 義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定及び改廃

- (5) 市が実施する大規模な施設の設置その他の公共事業に係る計画等の策定及び変更で、規則で定めるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、作成しようとする案(同項第6号に掲げる事項についての案を除く。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の規定は、適用しない。

- (1) 軽微なものであるとき。
 - (2) 緊急に作成しなければならないものであるとき。
 - (3) 法令等の規定による基準に従って作成するものであるとき。
 - (4) 市の機関の内部の事務処理等に関するものであるとき。
 - (5) 市税、使用料、手数料その他の金銭の徴収に関するもの又は補助金その他の金銭の給付に関するものであるとき。
- 3 意見の提出のための期間は、公表の日から30日以上とする。ただし、やむを得ない理由があるときは、期間を短縮することができる。
- 4 前項ただし書の規定により期間を短縮しようとするときは、あらかじめその理由を公表しなければならない。
- 5 市の機関は、提出された意見及びその意見に対する市の考え方を公表するものとする。
- 6 市の機関は、提出された意見を考慮し、案を作成するものとする。

(説明会等)

第7条 市の機関は、前条第1項各号に掲げる事項についての案を作成しようとするときは、説明会、意見交換会等(以下「説明会等」という。)を設けるよう努めるものとする。

- 2 市の機関は、前項の規定により説明会等を設けたときは、その結果を公表するものとする。

(政策提案手続)

第8条 市民は、第6条第1項第1号から第3号までに掲げる事項(以下「対象事項」という。)について、市民10人以上の連署をもって、その代表者(以下「提案代表者」という。)から市の機関に対して、案を添えて政策の立案、実施等を提案することができる。ただし、提案される案の全部又は一部が同条第2項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 2 市の機関は、前項の規定による提案(以下この条において「提案」という。)を受けたときは、当該提案が対象事項に該当するか否かの決定を行い、提案代表者に通知するものとする。

3 提案が対象事項に該当する場合において、提案代表者からの求めがあるときは、市の機関は、提案者と意見を交換する場を設けることができる。この場合において、意見交換は、西宮市附属機関条例(平成25年西宮市条例第3号)別表に規定する西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会(以下「委員会」という。)の立会いの下で行わなければならない。[1]

- 4 市の機関は、提案に係る政策の立案、実施等を行うか否かの決定を行い、提案代表者に通知するものとする。

- 5 市の機関は、第2項又は前項の決定を行ったときは、その旨を公表するものとする。
- 6 提案代表者は、第2項又は第4項の決定に不服があるときは、市の機関に対して再議を申し立てることができる。

(政策公募手続)

- 第9条 市の機関は、政策の立案、実施等について、市民等に提案を募集すること(以下「政策公募手続」という。)ができる。
- 2 市の機関は、前項の規定に基づき提案を募集したときは、その提案の内容及び市の機関の検討の結果を公表するものとする。

(実施方法等)

- 第10条 市の機関は、意見提出手続、説明会等及び政策公募手続を実施するに当たっては、次の各号に掲げる基準により行うものとする。
- (1) 市民等からより多くの意見及び提案が得られるよう、あらかじめ対象となる事項、実施する手法、日時等を公表すること。
- (2) 市民等からの意見及び提案を十分に検討できるよう、その実施時期及び実施方法に留意すること。
- 2 市の機関は、第6条から前条までの規定による手続等により得られた市民等の意見及び提案を考慮して、案の作成及び政策の立案、実施等を行うよう努めるものとする。

(附属機関等)

- 第11条 市の機関は、附属機関その他意見を求める機関(以下「附属機関等」という。)の委員を選任するときは、次の基準に従うよう努めるものとする。
- (1) 幅広い分野の中から適切な人材を選任すること。
- (2) 公募により選任する委員(以下「公募委員」という。)を含めること。ただし、法令等の規定により委員の構成が定められている場合その他公募委員を選任しないことに合理的な理由がある場合は、この限りでない。
- 2 市の機関は、附属機関等の委員を選任したときは、その氏名、年齢、職業、任期等を公表するものとする。ただし、公表しないことに合理的な理由があるときは、この限りでない。
- 3 附属機関等の会議(以下「会議」という。)は、公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。
- (1) 法令等の規定により公開しないこととされている場合
- (2) 会議の内容が個人情報にかかわるものである場合その他公開しないことに合理的な理由がある場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合
- 4 市の機関は、会議を開催する場合は、あらかじめ開催日時、場所等を公表するものとする。ただし、緊急を要する場合その他公表しないことにやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
- 5 市の機関は、会議を開催したときは、会議録を作成し、公表するものとする。ただし、会議録に西宮市情報公開条例(昭和61年西宮市条例第22号)第6条各号に規定する非公開情報が記録されている場合は、この限りでない。

(その他の措置)

- 第12条 第6条から前条までの規定に定めるもののほか、市の機関は、案の作成又は政策の立案、実施等に際して、広く市民等の意見及び提案を得るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(住民投票)

- 第13条 市長は、市政に関し、市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。
- 2 住民投票を実施しようとするときは、その案件ごとに次の各号に掲げる事項を別に条例で定めるものとする。
- (1) 住民投票に付すべき事項
- (2) 住民投票の期日、資格者、方法及び成立要件
- (3) 住民投票の結果の取扱い

(協働の推進)

- 第14条 市の機関は、協働を推進するため、適切かつ効果的であると認めるものを実施するよう努めるものとする。
- 2 市の機関は、協働が円滑に進むよう必要な措置を講ずるものとする。

(協働事業提案手続)

- 第15条 市民等は、市の機関に対して、規則で定めるところにより、協働して取り組む事業を提案することができる。
- 2 市の機関は、前項の規定による提案を受けたときは、提案者と協議の上、提案された事業について協働して取り組むか否かの決定を行い、提案者に通知するものとする。
- 3 市の機関は、前項の決定を行ったときは、その旨を公表するものとする。

(コミュニティ活動の推進)

- 第16条 市民等は、快適な暮らしの実現のため、自主的にコミュニティ活動にかかわるとともに、地域が抱える課題を共有し、解決に向けて互いに協力するよう努めるものとする。
- 2 市の機関は、コミュニティ活動を尊重するとともに、地域が抱える課題の解決のために適切な支援に努めるものとする。

(市長が講ずべき措置)

- 第17条 市長は、参画と協働を推進するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
- (1) 参画と協働の取組の予定を取りまとめ、及び公表すること。
- (2) 毎年度の参画と協働の取組状況を取りまとめ、及び公表すること。

(検証)

- 第18条 市長は、参画と協働の取組状況については、委員会の意見を聴いて、検証するものとする。

(委任)

- 第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

問合せ先

西宮市 市民局 コミュニティ推進部 市民協働推進課
〒662-8567 西宮市六湛寺町 10 番 3 号 西宮市役所本庁舎 7 階
電 話 : 0798(35)3764
E-mail : vo_chiiki@nishi.or.jp

(令和 3 年 7 月作成)